

関所女手形可ニ書載之覚

假令ハ 女上下何人之内

一 乗物 何挺

一 禪尼 是ハ、よき人の後室、又姉妹などの髪剃たるを云

一 尼 是ハ、普通之女髪剃たるを云

一 比丘尼 是ハ、伊勢上人・善光寺上人などの弟子、又ハ「よき人の後室などの召仕」ニあり、其外熊野「比丘尼等なり

一 髪切 是ハ、髪の長短によらず、少切候共、又ハ短く切候共「
いづれも髪切なり

一 小女 是ハ、当歳より十五歳まで、振袖之内ハ小女」たるへ
きなり

一 乱心之女

一 搦之囚人 但、是ハ男女共ニ

一 死骸 但、是ハ紛無之死骸ハ、不レ及レ改可通之、不レ儲
死骸ハ可レ改レ之

右之通手形に可レ書ニ載之、此外者於ニ関所「不レ可レ及レ改レ之、但
欠落等之者有レ之節者、從ニ」此方「其者之年比・様録書ニ注之」可レ
遺候間、「随ニ其趣ニ可レ改レ之、次ニ当月之日付ニて、来月晦日」ま
てハ可レ通レ之、それより日限及ニ延引ニ者、不レ可ニ相「通」者也

(伊次正信)
隼人正

(滝川利徳)
長門守

(北条氏利)
右近太夫

(本多忠相)
美作守

碓氷関所

人改衆中

寛文元年八月朔日